

令和2年度水と緑のふれあい基金運用事業「フラワーポット貸出事業」募集要項

身近に花があるまちづくりを推進するため、市内の事業者や商店街を対象にフラワーポットを無償で3年間貸し出します。

1 対象

千歳市内の事業者や商店街等

2 条件

千歳市内に立地し、フラワーポットを公共道路に面した私有地に3年間設置できること（趣旨を理解し、別添の貸出条件を遵守すること）

3 募集

令和2年5月22日（金）から6月12日（金）まで（申込順）

4 規格・貸出数

(1) 角型フラワーポット（約：64.0 cm×23.0 cm×18.5 cmのプラスチック製）

(2) 1事業者等につき、30個を限度に貸出します。

<注意事項>

- ・初年度のフラワーポットは、1ポットにつき花苗3株を植栽して貸出します。
- ・2年目からは、各事業所等で花苗を植栽して設置してください。
- ・申込み多数の場合は、貸出数の希望に添えない場合があります。

5 その他

(1) 申込内容等に変更があった場合は、すみやかに財団へ届け出てください。

(2) この事業は、皆様から寄付いただいた「水と緑のふれあい基金」の利息で実施しています。

6 問い合わせ先

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団

事業課 緑化振興係

〒066-0047 千歳市本町3丁目21番地

電話 22-1117 FAX 22-1118

「フラワーポット貸出事業」に係る貸出条件について

「フラワーポット貸出事業」に係るフラワーポットの貸出条件は、次のとおりとする。

1 基本事項

- (1) 千歳市内に立地し、フラワーポットを公共道路に面した私有地に3年間設置できること。
- (2) 貸出期間は、毎年フラワーポット設置後に、設置報告を提出すること。
- (3) 貸出期間は、毎年花苗を植栽し管理をすること。

2 管 理

- (1) 夏期間（10月まで）は、花苗等は良好な管理をすること。
- (2) 冬期間は、適切な場所にフラワーポットを保管すること。
- (3) 盗難・紛失・破損した場合は、すみやかに財団へ届け出ること。

3 設置場所

- (1) 事業所等の敷地内又は土地所有者の承諾を得ていること。
- (2) 事業所等の玄関又は駐車場など、公共道路を通行する人からよく見える場所に設置すること。
- (3) 歩行者や自転車等の妨げにならない場所に設置すること。

4 その他

- (1) 申込書の内容に変更等があった場合は、すみやかに財団へ届け出ること。
- (2) 事故等が発生した場合は、責任をもって対応すること。